



平成24年5月11日

各位

会 社 名 **阪和興業株式会社**

代表者名 代表取締役社長 古川弘成

 (コード番号 8078 東・大証第1部)

問合せ先 取締役常務執行役員 江島洋一

 (TEL. 03-3544-2167)

当社株式に対する大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の一部改定及び継続について

当社は、平成21年6月26日開催の当社第62回定時株主総会において、株主の皆様のご承認に基づき、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株式等（注3）の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式等の買付行為（いずれについても予め当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）に対する対応方針（以下、「現対応方針」といいます。）を導入しております。

現対応方針が、平成24年6月28日開催の当社第65回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）の終結時において有効期限を迎えるにあたり、当社は本日開催の当社取締役会において、本定時株主総会で株主の皆様にご承認いただくことを条件として、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下、「基本方針」といいます。）に照らして、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ（2）に規定されるものをいいます。）として、現対応方針の内容を一部改定したうえで継続することを決議いたしましたので、お知らせいたします。（改定後の対応方針を「本対応方針」…当社株式に対する大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）といいます。）

基本方針の内容、基本方針の実現に資する特別な取組み及び本対応方針の内容は別紙のとおりであり、今回の主な改定点として、大規模買付者に対して当社が情報提供を求める場合において、情報提供期限に上限を設けました。(別紙 Ⅲ. 1. (1)「大規模買付者からの情報の提供」をご参照ください。)

なお、平成24年3月31日現在の当社の大株主の状況は「添付資料4」のとおりであり、また、現時点において、特定の第三者から当社に対して当社株式等に関する大規模買付行為の提案や大規模買付行為がなされているわけではありません。

(別紙)

I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を図るという観点から決定されるべきものと考えております。従いまして、結果的に支配権の異動を伴うような株式の大規模買付提案（以下、「大規模買付提案」といいます。）に応じるか否かは、当社株式を保有する株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。この考えに基づき、当社株式の大規模買付提案が提起された場合には、株主の皆様が提案に応じるか否かを判断するに足る十分な情報と時間が提供されることが不可欠であると考えます。

しかし、株式の大規模買付行為の中には大規模買付企業（以下、「対象企業」といいます。）の経営者や株主の皆様に対する買付目的や買付後の経営戦略等について明確な説明がないまま大規模買付行為が行われるものや、大規模買付者の一方的な考えに基づき買付行為が行われるものなど、対象企業の経営陣との十分な協議や合意のプロセスを経ることなく大規模買付行為が進められることがあります。本来、かかる大規模買付行為が行われる際には、大規模買付者から当該大規模買付行為の内容、目的、将来にわたる経営戦略等について詳細な情報が提供され、また、対象企業の経営陣も当該大規模買付行為を検討・評価したのち意見表明や情報提供等を行い、十分な時間を取ったうえで株主の皆様が当該大規模買付提案に応じるか否かの判断をなすべきものと考えます。上記のような大規模買付行為においては、株主の皆様が大規模買付者の提示する買付価格の妥当性等について検討するに足る情報や時間が十分に提供されないまま判断を迫られるケースも想定され、その結果、対象企業の企業価値や株主共同利益を損なう可能性も否定できません。

当社株式は金融商品取引法に則り、証券市場等で自由に買付等を行うことが可能です。しかしながら、株主の皆様が大規模買付提案に応諾するか否かを検討するための十分な情報と時間が提供されない場合や、当社の支配権が異動するに足る当社株式を取得した特定の株主により、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益が損なわれるおそれがあると判断される場合には、こうした株主を当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると判断し、必要かつ相当な範囲において、対抗措置をとることができる旨を当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下、「基本方針」といいます。）といたします。

II. 当社財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、独立系専門商社として鉄鋼をはじめ金属原料、非鉄金属、食品、石油・化成品、木材、機械など広範な商品を取扱い、国内はもとより海外にも数多くの子会社・関連会社を有し、グローバルな営業戦略を展開しております。従いまして、当社の経営には、広範な商品に対する幅広い知識と各業界に関する習熟した経験が必要であり、また、株主の皆様や従業員、取引先など当社のステークホルダーとの間に築かれた長年の関係に対する十分な理解を欠くことはできないと考えます。

当社は、平成22年5月に平成22年度を初年度とする3ヵ年の中期経営計画を新たに策定しました。この中期経営計画のテーマとして、「激動する環境変化に適応し、独自性の高い、揺るぎなき事業基盤と収益構造を構築する。」を掲げ、達成すべき具体的な事業戦略として以下のとおり定めております。

①ユーザー系商社としてのコア事業の強化

ユーザーの視点に立って、提供できる機能の高度化・差別化を推進し、既存の商権基盤の強化・充実と周辺分野へのヨコ展開を推進していきます。

②拠点強化とマンパワー投入による海外への積極展開

拡大が見込まれる海外需要に対して、事業拠点・加工拠点のさらなる強化と積極的な人材投入により、各地域の特性に合わせた戦略を実行し、商権開拓を進めていきます。

③リサイクル事業の強化と総合化の推進

多品種を総合的に扱うリサイクル業界の世界的潮流に対応して、総合リサイクル業へと進化した体制を構築していくことで、事業基盤の強化と海外展開を加速していきます。

④環境・エネルギー関連ビジネスでの展開強化

今後伸長すると見込まれる環境配慮型ビジネスや国内外のエネルギー・インフラ分野について、地球環境を重視した視点から積極的な展開を進め、地球環境の保全に貢献していきます。

⑤積極的な事業投資やパートナーシップの構築

将来の継続的な企業成長を実現するため、事業投資や親密取引先とのパートナーシップ強化などにより事業機能の一段の向上を図り、攻めの経営を推進していきます。

⑥高い機能を提供できるプロフェッショナル人材の育成

事業の成長戦略を実現するために、その担い手となるプロフェッショナル人材の育成・増強に努め、当社グループの持続可能な企業価値創出への人的基盤の強化を進めていきます。

また、こうした事業戦略を推進するため、以下のように企業体制を整備していく所存です。

①コーポレート・ガバナンスの強化

株主、取引先、社員などあらゆるステークホルダーの負託に応えられるようコーポレート・ガバナンスの向上に向けて、引き続き注力していきます。

（具体的な施策）

当社は平成23年6月開催の第64回定時株主総会におきまして、取締役の任期を1年に短縮するとともに、社外取締役を1名増員して2名としました。また、社外取締役2名と社外監査役3名につきましては、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断した上で、全員を金融商品取引所に独立役員として届け出ております。

②リスクマネジメントの維持・強化

今後の事業展開や環境変化の中で想定されるリスク事象に対し、予めその対応力、抵抗力を強化させ、経営基盤を盤石なものとしていきます。

(具体的な施策)

監査役、会計監査人、内部監査部門の関係を強化することで、より実効性の高い三様監査を実現するとともに、内部統制システムの構築・運用状況についても専門部署が計画的な監視体制を取ることで、発生しうるリスクの防止・極小化に努めます。

③中期経営計画の推進組織の設置 (計画の実行・検証及び進捗報告・施策提言等)

中期経営計画の実現に向けた具体的戦略の推進組織を設置し、計画の実行・検証を進め、進捗報告や施策提言を経営陣に対して行っていきます。

(具体的な施策)

中期計画推進委員会を設置し、その下に部門ごとに 11 の専門部会を設け、中期経営計画の進捗状況や問題点について適宜検証していきます。

当社は、中期経営計画に掲げる以上の諸施策を着実に実行することで、当社の企業価値及び株主共同の利益の最大化が実現できるものと考えております。

Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は基本方針に則り、大規模買付行為が行われる際には、大規模買付者から事前に、株主の皆様が大規模買付提案に応諾するか否かを適切に判断するに足る必要かつ十分な情報が提供されるべきであると考えております。当社取締役会は大規模買付行為が行われる場合、上記情報が提供された後、大規模買付提案に対する当社取締役会としての評価及び意見の検討を速やかに行い、特別委員会（その概要については「添付資料 1」をご参照ください。）の助言・勧告を受けながら慎重に検討したうえで、意見を形成し、公表します。また、必要と認めた場合には大規模買付者に対する追加情報提供等の申入れや交渉を行うほか当社取締役会としての株主の皆様に対する代替案の提示を行います。

当社取締役会は、上記のプロセスを経ることにより、株主の皆様におきまして、大規模買付提案と、当社取締役会が意見や代替案を提示した場合における意見の検討や代替案との比較をすることが可能になり、最終的に株主の皆様が提案の応否を適切に判断する機会を確保できるものと考えます。

以上の見解に基づき、当社取締役会は大規模買付行為が上記のプロセスに則り適正に行われることが当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益に資することと考え、以下のような内容の事前の情報提供に関する一定のルール（以下、「本ルール」といいます。）を設定することとしました。

また、当社取締役会は、本対応方針を採用するにあたっては、株主の皆様の総体的なご意思を確認することが重要と考えております。そのため当社は、本定時株主総会において本対応方針の採用の可否を株主の皆様にお諮りすることとしております。

1. 本ルールの内容

当社取締役会が設定する本ルールの概要は次のとおりです。

○事前に大規模買付者が当社取締役会に対し、大規模買付行為に関する十分な情報を提供すること。

○当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為が行われること。

具体的には、以下の手続きによります。

(1) 大規模買付者からの情報の提供

大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社代表取締役宛てに、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び当該大規模買付行為を本ルールに基づいた手続きにより行う旨の誓約文言が記載された書面（以下、「意向表明書」といいます。）をご提出いただきます。当社はかかる意向表明書受領後10営業日以内に、当社取締役会が当該大規模買付提案を評価・検討し、ひいては株主の皆様が当該提案に応諾するか否かを適切に判断するために必要かつ十分な情報（以下、「大規模買付情報」といいます。なお、意向表明書及び大規模買付情報に関する使用言語は日本語に限ります。）のリストを当該大規模買付者に交付し、大規模買付者は当社が定める回答期限までに当該大規模買付情報を当社代表取締役宛てに当社書式によりご提出いただきます。

当社取締役会が求める大規模買付情報の内容は、大規模買付者の属性、大規模買付提案の内容により異なりますが、一般的な項目としては以下の事項を含むものとします。

- ①大規模買付者及びそのグループの詳細（事業内容、資本構成、財務内容等を含みます。）
- ②大規模買付行為の目的、方法及び内容
- ③買付価格の算定根拠
- ④買付資金の裏付け（買付資金の提供者の具体的名称、調達方法等を含みます。）
- ⑤大規模買付行為完了後に意図する当社及び当社グループに対する経営方針、事業計画、資本政策、財務政策、配当政策、資産活用策等
- ⑥大規模買付行為完了後に当社の企業価値を継続的、安定的に向上させるための施策及び当該施策が当社の企業価値を向上させると認める根拠
- ⑦大規模買付行為完了後の取引先、従業員その他の当社ステークホルダーに対する処遇の変更の有無及びその内容
- ⑧その他当社取締役会が合理的に必要と認める情報

なお、当初提出していただいた情報だけでは大規模買付情報として不足していると当社取締役会が判断した場合、当社取締役会は合理的な期間内において回答期限を定め、追加的に情報を提供していただきます。なお、大規模買付情報の回答期限（以下、「情報提供期限」といいます。）は、当社取締役会が最初に大規模買付情報を大規模買付者から受領した日から60営業日を上限とし、受領した大規模買付情報の内容が著しく不十分であることが明らかな場合を除き、情報提供期限経過後は直ちに取締役会評価期間（（2）当社取締役会による評価・検討にて後述します。）に入るものとします。また、大規模買付提案があった事実及び当社取締役会に提供された大規模買付情報は、当社株主の皆様の判断のために必要と認めた場合には、当社取締役会が適切と判断した時点で、その全部または一部を適切と考える方法により公表します。

(2) 当社取締役会による評価・検討

当社取締役会は、大規模買付者が当社取締役会に対し大規模買付情報の提供を完了した後、60日間（対価を現金（円価）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）または90日間（その他の方法による買付けの場合）が当社取締役会による大規模買付提案に関する評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として確保されるべきものと考えております。取締役会評価期間中、当社取締役会は大規模買付者から提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を形成し、公表します。さらに必要と認めれば、大規模買付者に対する情報提供等の申入れや当社取締役会としての株主の皆様に対する代替案の提示を行います。

また、当社取締役会は、本対応方針の運用の適正性を確保するため、及び大規模買付行為が行われる際に当社取締役会が行う判断の公正性、透明性を担保するため、取締役会から独立した機関として「特別委員会」を設置しております。特別委員会は「添付資料1」に記載のとおり、当社社外取締役及び社外監査役（注4）により構成され、当社取締役会は大規模買付提案または大規模買付行為が行われた場合には速やかにその旨を特別委員会に対し報告するとともに、大規模買付行為への対応に関して諮問するものとし、特別委員会は、大規模買付提案に対し当社取締役会が評価・検討する際や大規模買付行為に対し当社取締役会が適切と認める一定の対抗措置の発動をするか否かを判断する際等に助言・勧告を行うものとし、当社取締役会は特別委員会の勧告を最大限尊重します。

2. 大規模買付行為がなされた場合の対応

(1) 大規模買付者が本ルールを遵守した場合

大規模買付者が本ルールを遵守した場合には、当社取締役会は仮に当該大規模買付提案に反対であっても、反対意見の表明や代替案の提示等により当社株主の皆様が当該大規模買付提案に応じない旨説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は執りません。大規模買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様ご自身が当該大規模買付提案及び当社取締役会の表明する意見や代替案を比較検討され、ご判断いただくことになります。ただし、大規模買付者が本ルールを遵守する場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断した場合（該当する主な類型につきましては、「添付資料2」をご参照ください。）は、当社取締役会は当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益を守るため、一定の対抗措置を執ることがあります。なお、対抗措置発動の適否については、特別委員会の勧告を最大限尊重し、当社取締役会が決定します。

(2) 大規模買付者が本ルールを遵守しない場合

大規模買付者が本ルールを遵守しない場合は、具体的な買付方法の如何にかかわらず当社取締役会は、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益を守ることを目的として、法令及び当社定款に基づき、大規模買付行為への対抗措置を執る場合があります。この場合も対抗措置発動の適否については、特別委員会の勧告を最大限尊重し、当社取締役

会が決定します。具体的にいかなる対抗措置を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとしますが、当社取締役会が具体的対抗措置として大規模買付者を含む議決権割合が20%以上となる特定株主グループに属する者は権利行使できない旨等の条件を付与した新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の株主無償割当を選択した場合の概要につきましては、「添付資料3」のとおりであります。

3. 株主及び投資家の皆様に与える影響等

(1) 本対応方針採用時に株主及び投資家の皆様に与える影響等

本対応方針は、株主の皆様が大規模買付提案に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見等を提供し、さらには株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保障することを目的としております。これにより株主の皆様は十分な情報のもとで大規模買付提案に応じるか否かについて適切な判断を行うことが可能になり、そのことが当社の企業価値・株主共同の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、本対応方針を採用することは、株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提になるものであり、株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。なお、本対応方針の採用時点においては、新株予約権の発行等は行われませんので、株主及び投資家の皆様の権利に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 対抗措置発動時に株主及び投資家の皆様に与える影響等

大規模買付者が本ルールを遵守しなかった場合または本ルールを遵守した場合でも当社取締役会において大規模買付行為が当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと判断した場合には、当社取締役会は企業価値・株主共同の利益を守ることを目的として法令及び当社定款に基づき対抗措置を執ることがありますが、大規模買付者を含む議決権割合が20%以上となる特定株主グループに属する者以外の株主の皆様が法的または経済的損失を被ることは想定しておりません。なお、対抗措置として株主割当による新株予約権の発行がなされる場合は、当社取締役会が定める基準日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様が新株予約権を割当てることになりますので、新株予約権の割当を受けるためには、基準日までに株主名簿への記録を完了していただく必要があります。また、新株予約権の行使により株式を取得する場合には、所定の期間内に一定の金銭の払込みを行っていただく必要が生じる可能性があります。当社は、大規模買付行為がなされた場合や、当社取締役会が当該大規模買付行為に対し具体的な対抗措置を発動することを決定した場合には、その詳細について速やかに公表するとともに、法令及び金融商品取引所規則等に基づき適時かつ適切に開示を行います。

また、当社は、当社取締役会が新株予約権の無償割当を決議し、または新株予約権の割当が行われた後においても、大規模買付者が大規模買付提案を撤回するなど、新株予約権を行使いただく必要がなくなった場合、無償割当の効力発生前においては無償割当を中止し、または、無償割当の効力発生後においては新株予約権の行使期間開始日の前日までに、株主の皆様が割当てられた新株予約権を当社が無償で取得する場合があります。

す。これらの場合には、結果として、新株予約権の行使または新株予約権の取得と引換えになされる株式の交付による1株あたりの株式の価値の希釈化は起こりません。従いまして、1株あたりの株式の価値の希釈化が生じることを前提に当社株式を売買された株主及び投資家の皆様については、株価の変動によるリスクが生じる可能性があります。

4. 本対応方針の有効期限等

本対応方針の有効期限は本定時株主総会終結のときから3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとし、その時点において本対応方針に関する株主の皆様のご意思を確認させていただくため、当社はあらためて当社株主総会に本対応方針の継続の可否をお諮りすることとしております。当該株主総会において、本対応方針の継続に関し出席株主の議決権の過半数のご賛同が得られなかった場合には、本対応方針はその時点で廃止されるものといたします。なお、本対応方針はその有効期間中であっても、当社株主総会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合または当社取締役会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

当社取締役会は、関係法令の改正・整備及び金融商品取引所その他関係省庁等の対応の変化などにより、株主の皆様の共同の利益及び当社企業価値の維持・向上の観点から、必要に応じて本対応方針の変更を行う場合があります。かかる場合には、株主及び投資家の皆様に速やかにお知らせいたします。

5. 本対応方針に関する当社取締役会の判断及びその理由

(1) 本対応方針が基本方針に沿うものであること

本対応方針は、当社株式に対して大規模買付行為がなされたときに、株主の皆様が大規模買付行為の内容を吟味し応諾するか否かを判断するための十分な情報と時間を確保することを目的としております。従いまして、本対応方針は基本方針に則り当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益を確保するための枠組みであり、株主の皆様に資するものであると考えます。

(2) 本対応方針が当社株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、当社取締役の地位の維持を目的とするものではないこと

以下の理由から、本対応方針が当社株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、当社取締役の地位の維持を目的とするものではないと考えます。

①株主意思の重視

本対応方針は、本定時株主総会において株主の皆様にご承認いただくことを条件として成立いたします。また、本対応方針には、有効期限を3年とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、有効期限満了前でも当社株主総会または当社取締役会が本対応方針を廃止する決議を行った場合には、本対応方針は決議に基づき廃止されることになります。

②独立性の高い委員会の判断重視

当社は、本対応方針の運用や対抗措置の発動等に際し、取締役の判断や対応の客観性と合理性を確保するための第三者委員会として、当社社外役員からなる特別委員会

を設立しており、特別委員会の判断を最大限重視することとしています。

(特別委員会の概要は「添付資料1」をご参照ください。)

③合理的、客観的発動要件の設定

本対応方針において、当社取締役会が大規模買付者に対し対抗措置を発動する場合
には、合理的かつ客観的な要件が充足されることが条件である旨明示されており
(添付資料2)、取締役の恣意的な判断による発動を排除しています。

④デッドハンド型、スローハンド型買収防衛策ではないこと

本対応方針は、当社株主総会で選任された取締役による当社取締役会で、いつでも
廃止することが可能であるため、デッドハンド型買収防衛策(一定の取締役に拒否権
を付与するなど取締役会の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛
策)ではありません。また、当社は取締役の任期が1年であり、取締役の期差任期を
採用していないため、スローハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の交代を一度に
できないため、発動を阻止するために時間を要する買収防衛策)でもありません。

(注1) 特定株主グループとは、当社の株式等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者(同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。)及びその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。)または当社の株式等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付け等(同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。)を行う者及びその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。)をいいます。

(注2) 議決権割合とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、①特定株主グループが当社の株式等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者及びその共同保有者である場合の当該保有者の株式等保有割合(同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株式等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。)も計算上考慮されるものとします。)または、②特定株主グループが当社の株式等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の大規模買付者及びその特別関係者である場合の当該大規模買付者及び当該特別関係者の株式等保有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。)の合計をいいます。各株式等保有割合の算出に当たっての、総議決権(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)及び発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるとします。

(注3) 株式等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。

(注4) 当社第65回定時株主総会において新しく監査役に選任予定の候補者を含みます。

(第11ページをご参照下さい。)

以上

添付資料 1

特別委員会の概要

- ・特別委員会は、3名以上の委員により構成され、当社取締役会はその決議に基づき、学識経験者及び当社社外取締役、社外監査役の中から各委員を選任する。
- ・特別委員会の各委員の任期は、選任後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合は、この限りではない。また、社外取締役または社外監査役であった特別委員会委員が、社外取締役または社外監査役でなくなった場合は、特別委員会の委員も同時に退任するものとする。
- ・特別委員会の決議は、原則として特別委員会の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、やむを得ない事由があるときは、特別委員会の委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。
- ・特別委員会は、当社の費用で独立した第三者（公認会計士、弁護士、コンサルタントその他専門家を含む。）の助言を求めることができる。
- ・特別委員会各委員は、大規模買付提案または大規模買付行為がなされた場合は、いつでも特別委員会を招集することができる。
- ・特別委員会は、当社取締役会が判断すべき事項について当社取締役会が特別委員会に諮問した事項に関して、助言・勧告を行うものとする。ただし、当社企業価値及び株主共同利益の維持・向上の観点から、大規模買付行為や本対応方針の見直し及び廃止等について当社取締役会に助言・勧告することを妨げない。

平成24年6月28日開催の取締役会において、以下の5名を特別委員会の委員に選任する予定です。

○^{せき}関 ^{おさむ} 收（昭和14年8月23日生）

（略歴）昭和37年	4月	通商産業省入省
昭和62年	6月	大阪通商産業局長
平成4年	6月	中小企業庁長官
平成7年	6月	住友電気工業株式会社常務取締役
平成11年	6月	同社代表取締役副社長
平成14年	6月	株式会社ピーエス三菱社外取締役
平成16年	6月	原子燃料工業株式会社代表取締役会長
平成19年	6月	当社社外取締役（現任）
平成24年	2月	弁護士登録（現任）

○^{やぶ}藪 ^{した}下 ^し史 ^{ろう}郎（昭和18年11月13日生）

（略歴）昭和47年6月 イェール大学大学院卒業（経済学博士）
昭和48年1月 東京都立大学経済学部助教授
昭和60年4月 横浜国立大学経済学部教授
平成3年4月 早稲田大学政治経済学部教授（現任）
（現 早稲田大学政治経済学術院教授）
平成16年9月 早稲田大学政治経済学術院院長兼学部長
平成20年9月 早稲田大学日米研究機構長
平成21年4月 早稲田大学研究院院長（現任）
平成23年6月 当社社外取締役（現任）

○^た田 ^{ぐち}口 ^{とし}敏 ^{あき}明（昭和13年10月20日生）

（略歴）昭和36年4月 株式会社住友銀行入行
平成元年10月 同行本店支配人
平成2年2月 三洋電機貿易株式会社常務取締役
平成8年6月 同社取締役社長
平成15年6月 当社社外監査役（現任）

○^な名 ^{いで}出 ^{やす}康 ^お雄（昭和21年8月14日生）

（略歴）昭和46年4月 住友重機械工業株式会社入社
平成13年6月 同社常務執行役員
平成15年6月 同社専務執行役員
平成18年12月 住友重機械エンバイロメント株式会社代表取締役社長
平成22年4月 住友重機械ビジネスアソシエーツ株式会社代表取締役社長
平成24年3月 同社取締役退任

（本年6月28日開催の当社第65回定時株主総会において、社外監査役への選任を予定しております。）

○^{わが}我 ^{つま}妻 ^{ひろ}廣 ^{しげ}繁（昭和24年3月9日生）

（略歴）昭和46年4月 株式会社日本興業銀行入行
平成7年5月 同行札幌支店長
平成10年12月 株式会社日本債券信用銀行取締役副頭取
平成12年9月 株式会社日本興業銀行常務執行役員
平成13年6月 東ソー株式会社常務取締役
平成18年6月 同社専務取締役
平成22年6月 同社取締役退任

（本年6月28日開催の当社第65回定時株主総会において、社外監査役への選任を予定しております。）

添付資料 2

当社の企業価値や株主の皆様の共同利益を著しく損なうと認められる類型

1. 大規模買付行為が、真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を
つり上げて高値で株式を当社または当社関係者に引き取らせることを目的になされた
と判断される場合（いわゆるグリーンメーラーである場合）。
2. 大規模買付行為が、会社経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、
ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等
に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行うことを目的になされた
と判断される場合。
3. 大規模買付行為が、当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や
弁済原資として流用する予定でなされた
と判断される場合。
4. 大規模買付行為が、会社経営を一時的に支配し、当社の保有する不動産、有価証券等
の高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高額配当をさせるか、また
は一時的な高額配当による株価急騰の機会を狙って、保有する株式等の高値売抜けを
目的としてなされた
と判断される場合。
5. 大規模買付行為の条件（買付対価の種類及び金額、買付対価の算定根拠、買付の時期、
買付方法の適法性、買付の実現可能性等）が当社の企業価値に照らして著しく不十分
または不適切なものである
と判断される場合。
6. 大規模買付者の提案する当社の株式等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最
初の買付けで当社の株式等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件
を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式等の買
付けを行うことをいいます。）等の株主の判断の機会または自由を制約し、事実上、株
主に当社の株式等の売却を強要するおそれがある買付けであると判断される場合。
7. 大規模買付行為が、当社従業員や取引先等当社の利害関係人の利益を毀損すること
により、優良な人材の流失や取引先との関係悪化を招いたり、当社にとっての収益源
たる商権・商材が散失したりするなど、当社の企業価値及び株主共同利益を著しく毀
損させるものである
と客観的、合理的に判断される場合。
8. 大規模買付者の経営陣または主要株主若しくは出資者に反社会的勢力またはテロ
関連組織と関係を有する者が含まれている場合など、大規模買付者が公序良俗の観
点から当社の支配株主として不適切であると判断される場合。

以上

添付資料 3

新株予約権の無償割当の概要

1. 本新株予約権の割当の対象となる株主及びその発行条件

当社取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、当社の有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で本新株予約権を割当てる。

2. 本新株予約権の目的となる株式の種類及び数

本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は所要の変更を行うものとする。

3. 発行する本新株予約権の数

基準日における最終の発行済株式総数（ただし、当社の有する当社普通株式を除く。）を上限とする。

4. 本新株予約権の発行価額

本新株予約権の発行価額は無償とする。

5. 本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額

本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は1円以上で当社取締役会が定める額とする。

6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要す。

7. 当社による本新株予約権の取得

①当社は、本新株予約権の行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認めるときは、当社取締役会が別途定める日をもって、全ての新株予約権を無償で取得することができる。

②当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、大規模買付者を含む議決権割合が20%以上となる特定株主グループに属する者（予め当社取締役会が同意した者を除く。）以外の者が有する本新株予約権のうち、当該日の前営業日までに未行使の新株予約権の全てを取得し、これと引き換えに新株予約権1個につき当社普通株式1株を交付することができる。

8. 本新株予約権の行使条件

大規模買付者を含む議決権割合が20%以上となる特定株主グループに属する者（予め当社取締役会が同意した者を除く。）は本新株予約権を行使することはできない。
なお、詳細については当社取締役会が別途定めるものとする。

9. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間、消却事由及び消却条件その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。

以上

添付資料 4

当社の大株主の状況（平成24年3月31日現在）

◆発行可能株式総数 570,000,000 株

◆発行済株式の総数 211,663,200 株

◆株主数 13,222 名

◆大株主の状況

株主名	持株数	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社（信託口）	18,098 千株	8.73%
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社（信託口）	11,190	5.40
株式会社三井住友銀行	7,630	3.68
阪和興業取引先持株会	5,717	2.76
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社（信託口 9）	5,613	2.71
阪和興業社員持株会	4,720	2.28
資産管理サービス信託銀行株式会社 （証券投資信託口）	4,088	1.97
BBH FOR FIDELITY LOW - PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFO	3,500	1.69
MELLON BANK,N.A. AS AGENT FOR ITS CLIENT MELLON OMNIBUS US PENSION	3,056	1.47
第一生命保険株式会社	2,614	1.26

（注） 1．当社は、自己株式 4,394,847 株を保有しておりますが、上記の大株主から除いております。

2．持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

以上